

小坂田公園再整備事業 飲食店等の公募設置等予定者の選定に係る審査講評

小坂田公園再整備事業公募設置等予定者選定委員会は、都市公園法第5条の四第3項の規定により審査を行い、小坂田公園における飲食店等の公募設置等予定者として、株式会社信州芽吹堂を選定した。

公募設置等予定者が提出した“公募設置等計画”及び“プレゼンテーション”の内容に対する委員の審査講評の概要を以下に記す。

- ・加工品の商品開発に関するノウハウが強みであると感じた。塩尻市に新しい風を吹き込んでくれることを期待する。
- ・道の駅は、地域の物産品購入の需要が高い場所である。公募設置等予定者の提案は、来園者の需要を満たし、塩尻市のPRに繋がるものと考えた。
- ・多数の実績を持ち、経験豊かな事業者である。長期の事業運営になるが、消費者ニーズに応じた業態変化・商品開発を行う能力を有すると評価した。他の農産物直売所とは違ったやり方の物産品販売も期待できる。
- ・塩尻市のポテンシャルを感じさせる提案であった。他地域の店舗と差別化が図られるように、今後さらに詳細を検討していただくことを要望する。店舗の供用開始を楽しみにしている。
- ・「“あれ”を食べるならここ」「“これ”を買うならここ」といった商品開発が重要であるとの公募設置等予定者の考え方を評価する。地域の情報発信地としての期待値は大きい。

応募いただいた事業者には、多大な労力をかけて提案していただいたことに深く感謝申し上げます。今回の公募に対する提案施設が、公園利用者に資することはもちろんのこと、地域振興に大きく寄与することを期待したい。

令和 3年 8月26日

小坂田公園再整備事業公募設置等予定者選定委員会
委員長 岩井 一博